

## ② 駆除対策活動の体制づくり(再掲)

これまで通水阻害要因生物の駆除対策を実施する際、個々人の集まり、または単一組織で対策が実施されることが多く、労力不足や上下流の連携等の課題があった。その課題を解決するためには、関係者が協力して対策を実施することが重要である。農業水利施設で通水阻害が生じていなくても、通水阻害要因生物が水源を含める周辺地域に生育・生息している場合、水系の関係者が一体となって駆除対策に取り組むという意識が必要となってくる。

「カワヒバリガイ被害対策マニュアル」<sup>5)</sup>ではカワヒバリガイの被害対策における実施体制について整理している。カワヒバリガイによる被害対策の実施主体は次の4タイプが考えられる。

- (1) 農家、地域住民、教育機関、NPO等の各種ボランティア団体等で知識と経験を有するものが、時間と回数を重ねて継続できる体制
- (2) 専門家を擁する地元の大学や研究機関、博物館等が、時間をかけて行う体制
- (3) 土地改良区の職員等の水管理者が、日常業務として携わる体制
- (4) 専門性を有する民間団体が一定期間内に効率的に行う体制

上記の4タイプは決して個別分断的に行うものではなく、各種実施項目や実施場所の選別（仕分け／提供）をはじめとした防除実施協力体制（パートナーシップ）とネットワーク化が必須である。この仕組みづくりの立ち上げを中心的に行う主体（プロデューサー）は、国及び地方公共団体となり、これをサポートするものが、上記の(1)～(4)の各主体となる。この協力体制をより円滑にするために、各組織体の関係者と有識者を交えた意見交換会等の実施が重要である。

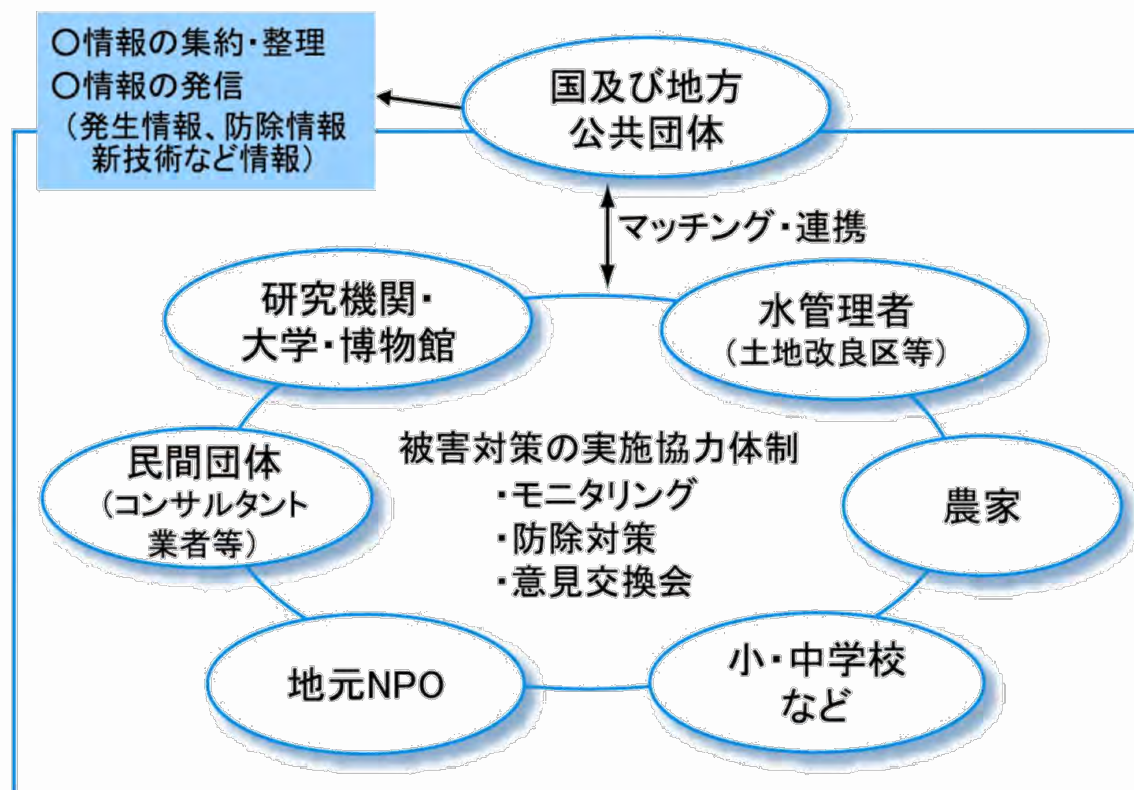


図 78 実施体制

「カワヒバリガイ被害対策マニュアル」<sup>5)</sup>より抜粋)

([https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo\\_hozen/k\\_hozen/pdf/kawahibarimanual.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/k_hozen/pdf/kawahibarimanual.pdf))

また、「カワヒバリガイ被害対策マニュアル」<sup>5)</sup>では、対策実施に向けた動きについても整理している。カワヒバリガイの侵入を早期に把握するためには、日常的管理の中で継続的に情報を収集することが重要であり、発見された場合は、対策の実施に向け、以下のフローの様な対応が必要となる。

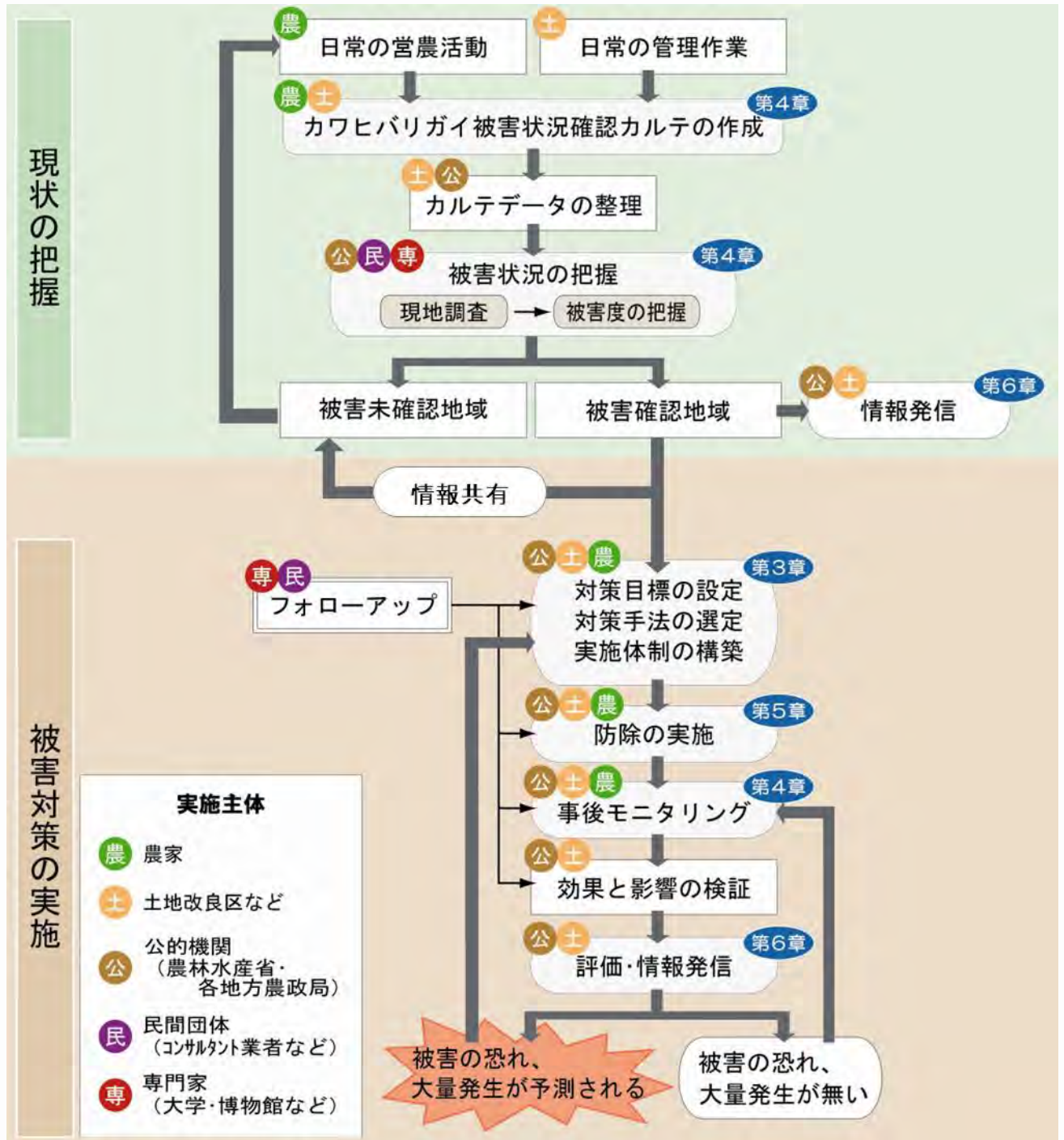


図 79 対策の実施におけるフロー

「カワヒバリガイ被害対策マニュアル」<sup>5)</sup>より抜粋、一部改変)

([https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo\\_hozen/k\\_hozen/pdf/kawahibarimanual.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/k_hozen/pdf/kawahibarimanual.pdf))

※図8中の章は「カワヒバリガイ被害対策マニュアル」のものを示し、本資料とは対応しない。

その他、農業水利施設における駆除対策活動の体制づくりを体系的にまとめたマニュアルはほとんどないが、「流域マネジメントの手引き」<sup>6)</sup>、「外来生物対策指針」<sup>7)</sup>、「河川における外来植物対策の手引き」<sup>8)</sup>が参考となる。

また、印旛沼流域水循環健全化会議では、千葉県の印旛沼<sup>9)</sup>や桑納川<sup>10)</sup>での事例を紹介をしているため参考にされたい。

令和5年4月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」が施行される。国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定を創設し、都道府県による迅速な防除を可能とするため、従来法で必要とされていた国への確認手続を不要とする。詳細については、環境省ホームページを参考にされたい<sup>11) 12)</sup>。

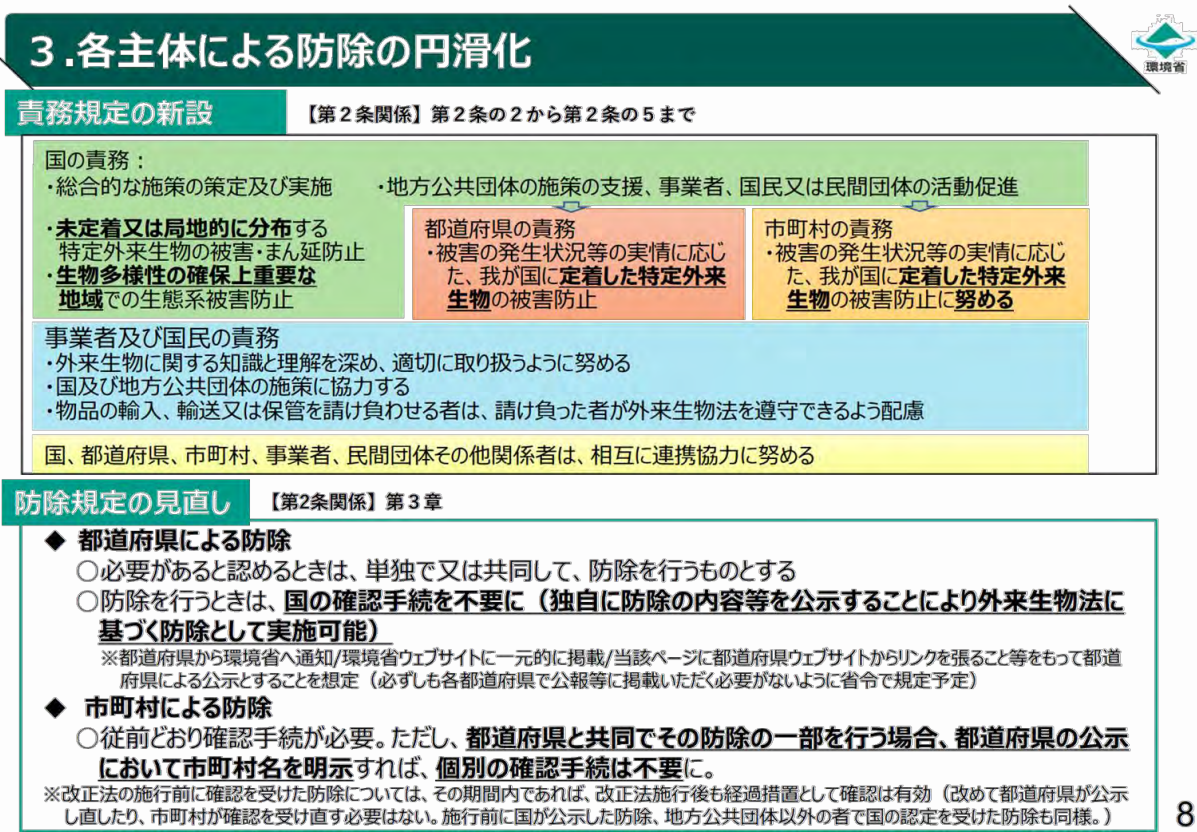


図 80 各主体による防除の円滑化

（「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律について」<sup>12)</sup>より抜粋）  
[https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/data/sentei/14/02\\_zentai\\_14\\_sanko.pdf](https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/data/sentei/14/02_zentai_14_sanko.pdf)

## ナガエツルノゲイトウ協働駆除作戦

千葉県にある桑納川では平成 27 年からナガエツルノゲイトウ協働駆除作戦が実施されている<sup>10)</sup>。

参加団体は県や市等の自治体、大学、NPO 法人、一般参加者等である。

手作業でナガエツルノゲイトウを駆除する水域班と水域班からナガエツルノゲイトウを受け取ってブルーシートの上に引き上げ、土のう袋に詰める陸域班に分かれて作業する等工夫しながら駆除作業を実施している。

また、作業後は今後の作業に向けた意見交換会やこれまでの駆除活動を振り返る事後勉強会等を実施している。



協働駆除作戦の様子



協働駆除作戦の様子



事後勉強会の様子



意見交換の様子